

# 大阪府後期高齢者医療広域連合の財政事情の作成及び公表に関する条例

〔平成 19 年 7 月 26 日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第 2 条 財政事情の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政事情を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから 1 か月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

第 3 条 前条第 1 項の規定により、6 月に公表する財政事情においては、前年度 10 月 1 日から同年度 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の概要
- (2) 財産及び一時借入金の現在高
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する財政事情においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書とその付表として添付することができる。

(公表の方法)

第 4 条 財政事情の公表は、大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の定めるところにより行う。

2 財政事情は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から 6 か月間は、広域連合長の指定した場所において閲覧することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、財政事情の公表に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。